

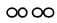
機 構 及 び 事 務 分 掌

令和6年5月
水 道 局

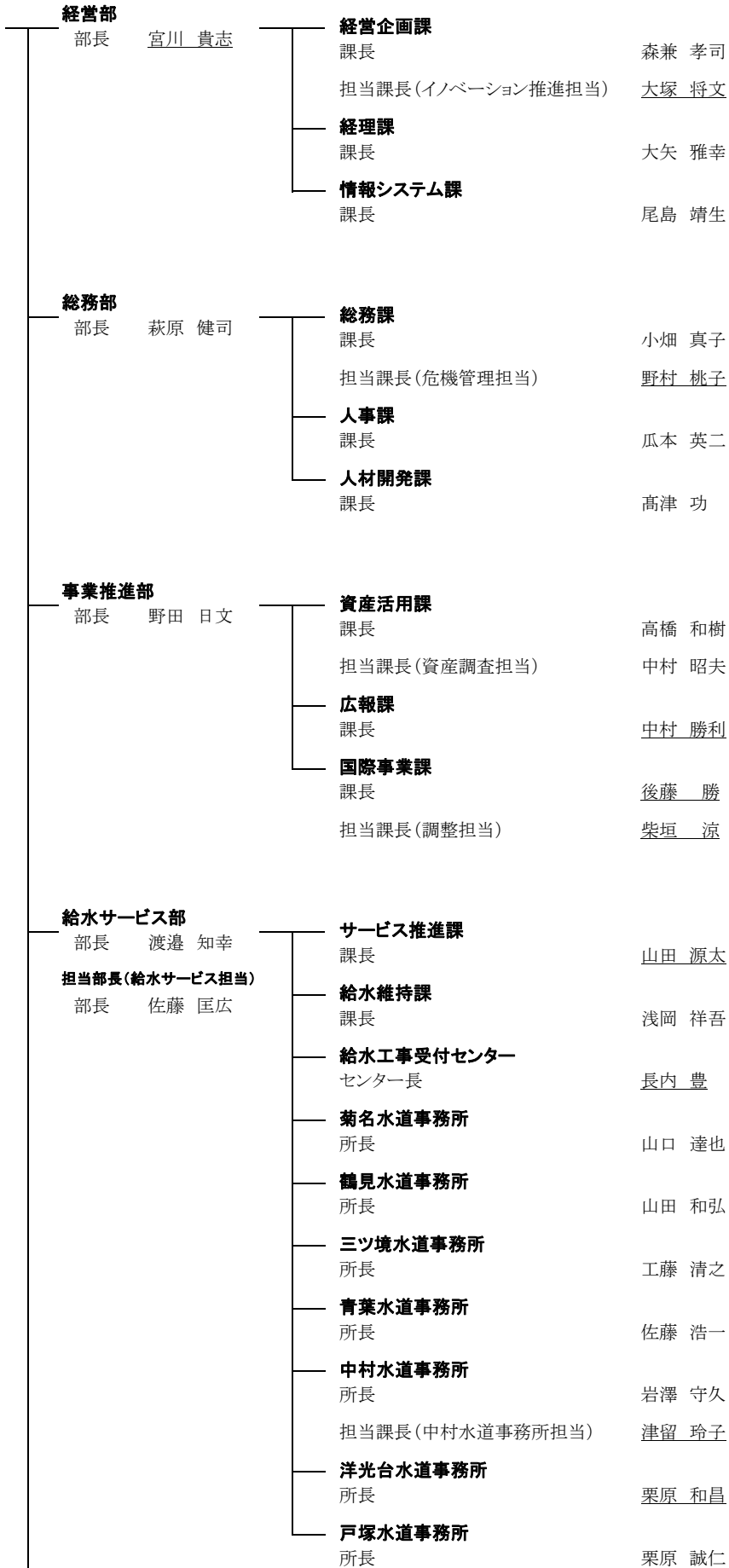
目 次

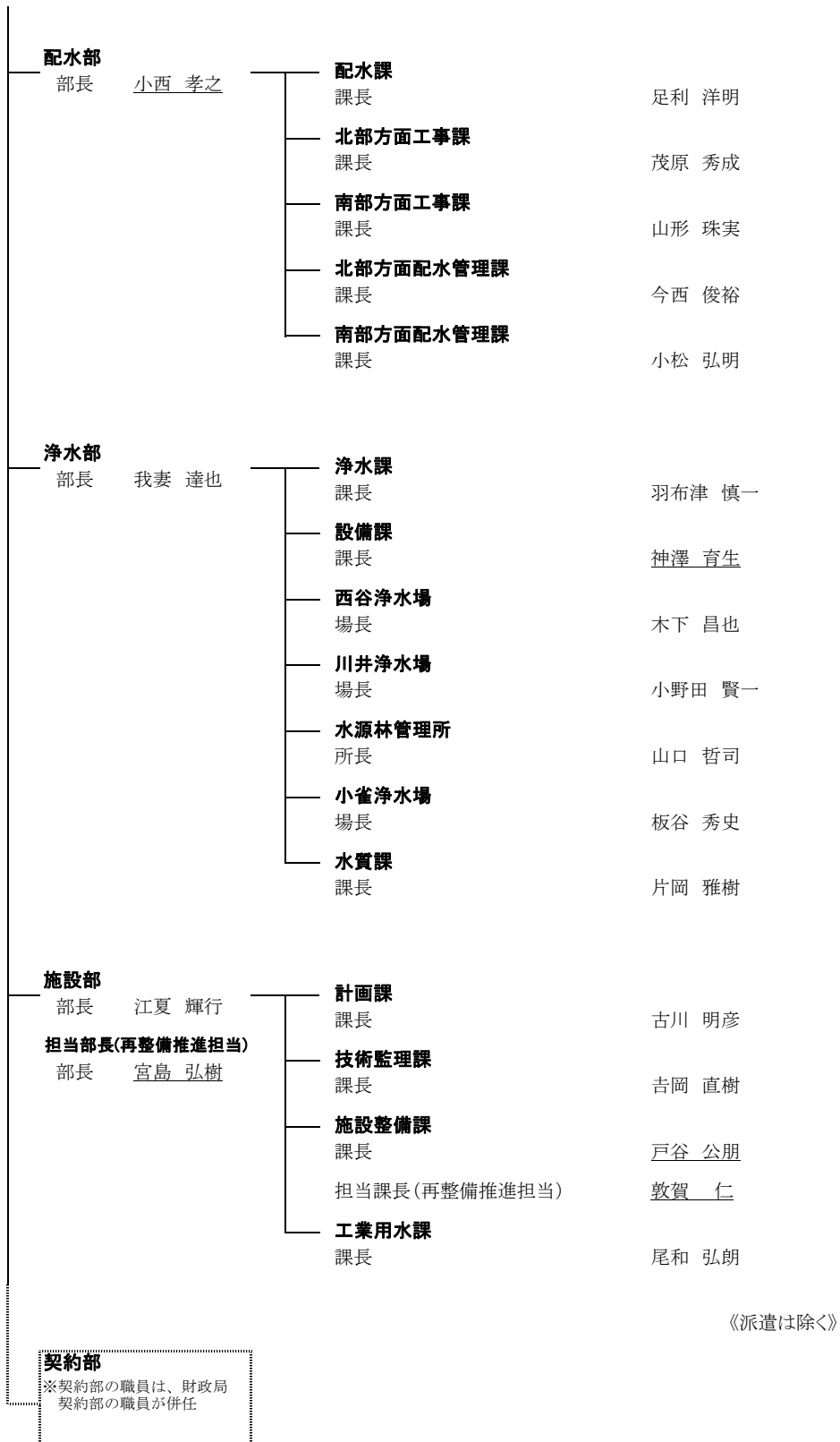
機 構 図	—————	1 ~ 2
事務分掌	—————	3 ~ 17

水道局機構図(令和6年5月21日現在)

凡例
 ・・・異動職員

水道事業管理者
 局長 山岡 秀一
 担当理事
 水道技術管理者
 鈴木 雅彦





水道局事務分掌

経営部

経営企画課

- (1) 事業経営に係る基本計画の企画、立案及び進行管理に関すること。
- (2) 事業経営に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 事業経営の効率化に係る企画、調整及び推進に関すること。
- (4) 事業経営の資料の収集、分析及び調査に関すること。
- (5) 事務事業の監察に関すること。
- (6) その他経営に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (7) 部内の連絡調整に関すること。
- (8) 部内の他の課の主管に属しないこと。

経理課

- (1) 予算の編成及び執行の管理に関すること。
- (2) 収入及び支出に関すること。
- (3) 企業債及び一時借入金に関すること。
- (4) 財務諸表の作成その他決算に関すること。
- (5) 剰余金の処分及び積立金に関すること。
- (6) 業務状況の公表及び事業報告書に関すること。
- (7) 財務会計の電子計算機処理に関すること。
- (8) 収支証書類の整理及び保管に関すること。
- (9) 金銭の出納及び保管に関すること。
- (10) 資金計画及び資金運用に関すること。
- (11) 有価証券の出納及び保管に関すること。
- (12) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- (13) 物品（水道メーターを除く。）の出納及び保管に関すること。
- (14) 資産の棚卸しに関すること。
- (15) その他経理に関すること。
- (16) 工事、製造等請負契約に関すること（契約第一課の主管に属するものを除く。）。
- (17) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入及び賃借等に係る契約に関すること（契約第二課の主管に属するものを除く。）。
- (18) 物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会に関すること（契約第二課の主管に属するものを除く。）。
- (19) その他契約に関すること（契約部の主管に属するものを除く。）。

情報システム課

- (1) 電子計算機事務の総括に関する事。
- (2) 情報化の推進に係る調査、企画及び調整に関する事。
- (3) 電子計算機及びネットワークに係る企画及び調整に関する事。
- (4) 電子計算機及びネットワークの維持管理に関する事。
- (5) 情報セキュリティに関する事。

総務部

総務課

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書及び統計に関する事。
- (3) 条例、規則及び規程等に関する事。
- (4) 市会議案の審査に関する事。
- (5) 不服申立て及び訴訟等に関する事。
- (6) 庁中の取締りに関する事。
- (7) 危機管理対策に係る計画（計画課の主管に属するものを除く。）及び実施の総合調整に関する事。
- (8) 自動車の総括的管理及び課（場及び横浜市水道局事務分掌規程（昭和27年10月水道局規程第2号）第3条第1項に定める課及び場に準ずる事業所を含む。以下同じ。）に属する自動車の運行、整備その他管理に関する事。
- (9) 部内の連絡調整に関する事。
- (10) 他の部及び課の主管に属しない事。

人事課

- (1) 人事及び組織に関する事。
- (2) 職員の任免、分限、賞罰その他身分取扱に関する事。
- (3) 職員の給与及び服務に関する事。
- (4) 退職年金及び退職給与金等に関する事。
- (5) 職員の職階制に関する事。
- (6) 職員の労働条件及び団体交渉に関する事。
- (7) 労働協約及び苦情処理に関する事。
- (8) 職員の福利厚生に関する事。
- (9) 職員の安全衛生に関する事。
- (10) 職員共済組合に係る連絡調整に関する事。
- (11) 水道局職員厚生会に関する事。
- (12) その他労務に関する事。

人材開発課

- (1) 職員の研修に関する事。
- (2) 人材育成に関する企画、立案、調査、研究及び実施に関する事。
- (3) 研修施設の維持管理に関する事。
- (4) 局内に導入する新技術に関する調査、研究及び開発並びに既存技術の改良に関する事。
- (5) その他研修に関する事。

事業推進部

資産活用課

- (1) 局資産（知的財産等を含む。）の活用に係る企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 不動産の取得、処分及び総括的管理に関すること。
- (3) 普通財産の管理及び貸付けに関すること。
- (4) 行政財産の使用許可及び貸付けに関すること。
- (5) 不動産の取得に伴う補償に関すること。
- (6) 地上権の設定に関すること。
- (7) 土地台帳の作成及び保存に関すること。
- (8) 公舎の使用及び維持管理に関すること。
- (9) 財産の損害保険に関すること。
- (10) 部内の連絡調整に関すること。
- (11) 部内の他の課の主管に属しないこと。

広報課

- (1) 水道事業の広報に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 歴史的資料等の管理及び横浜水道史の編さんに関すること。
- (3) 公民連携の推進に係る事業の企画、運営及び総合調整に関すること。
- (4) 道志の森の整備に係るボランティア活動支援に関すること。

国際事業課

- (1) 海外の水道事業者等との交流に関すること。
- (2) 国際事業を通じた人材育成に関すること。
- (3) 国際事業の実施及び局内外の調整に関すること。
- (4) 横浜水ビジネス協議会に関すること（上水道に係るものに限る。）。
- (5) 横浜ウォーター株式会社に関すること。

給水サービス部

サービス推進課

- (1) お客さまサービスの総括に関すること。
- (2) 地域との連携の企画、立案、調整及び統括に関すること。
- (3) お客さまサービスセンターの業務の総括及び支援に関すること。
- (4) お客さま満足度に係る情報の収集及び分析に関すること。
- (5) お客さま満足度の向上に係る施策の企画、立案、調査及び総合調整に関すること。
- (6) 広聴に関すること。
- (7) 料金事務の総括に関すること。
- (8) 料金事務の連絡調整に関すること。
- (9) 下水道使用料の受託徴収に関すること。
- (10) 水道料金の未納対策に関すること。
- (11) 検針業務及び料金整理業務の委託の総括に関すること。
- (12) 料金支払等の利便性向上に向けた調査、企画及び実施に関すること。
- (13) 料金関連委託業務に関する研修の企画及び実施に関すること。
- (14) 料金実務継承に関すること。
- (15) 料金体系の見直し及び料金改定に関すること。
- (16) 部内業務の情報化等に係る調査研究、企画、開発等に関すること。
- (17) 料金システムに関する業務処理、維持管理等に関すること。
- (18) 料金システムに関する情報セキュリティの評価及び内部監察に関すること。
- (19) 部内の連絡調整に関すること。
- (20) 部内の他の課の主管に属しないこと。

給水維持課

- (1) 配水施設の管理及び保全に係る総合調整に関すること。
- (2) 給水装置並びに水槽及びこれに直結する給水用具（水道メーターの検針に係る装置を除く。）の情報収集に関すること。
- (3) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (4) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく給水装置の立入検査に関すること。
- (5) 貯水槽水道の巡回点検に係る企画及び実施に関すること。
- (6) 給水装置に係る宅地内漏水等の調査の総括に関すること。
- (7) 水道利用加入金の総括に関すること。
- (8) 水道メーターに関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。

給水工事受付センター

- (1) 給水装置工事の審査、設計等に関すること。
- (2) 給水装置工事に係る申請の受付及び回答に関すること。
- (3) 給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (4) 給水装置台帳に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 給水装置及び給水装置工事に係る横浜市水道条例（昭和 33 年 4 月横浜市条例第 12 号）違反の調査及び取締りに関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (6) 他機関との連絡調整に関すること。

水道事務所（菊名、鶴見、三ツ境、青葉、中村、洋光台及び戸塚水道事務所）

- (1) お客さまサービスの企画及び実施に関すること。
- (2) 市民協働事業に関すること。
- (3) 工事負担金の徴収に関すること（工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 応援者受入れ拠点の施設及び設備の点検に関すること（中村及び洋光台水道事務所に限る。）。
- (5) 水道料金に係る諸届の受付及び処理に関すること。
- (6) 使用水量の計量及び認定に関すること。
- (7) 水道料金の減免に関すること。
- (8) 水道料金等の徴収に関すること。
- (9) 検針業務及び料金整理業務の委託に関すること。
- (10) 横浜市水道条例（昭和 33 年 4 月横浜市条例第 12 号）の違反の調査及び取締りに関すること（給水工事受付センターの主管に属するものを除く。）。
- (11) 水道料金滞納者の給水停止処分に関すること。
- (12) 給水装置の開閉に関すること。
- (13) 断水及び給水制限の計画、実施及び告知に関すること（配水管理課の主管に属するものを除く。）。
- (14) 小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（工事課の主管に属するものを除く。）。
- (15) 配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (16) 配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (17) 給水装置の修繕に関すること。
- (18) 水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (19) 運搬給水等に関すること。
- (20) 給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (21) 給水装置工事の検査、施行等に関すること。
- (22) 給水装置工事に伴う、現場調査に関すること。
- (23) 給水装置台帳に関すること（給水工事受付センターの主管に属するものを除く。）。
- (24) 他機関との連絡調整に関すること。

配水部

配水課

- (1) 配水施設の新設、増設及び改良工事の調査に関すること。
- (2) 配水管等の漏水に関すること。
- (3) 水道施設図の作成、整理及び保管に関すること。
- (4) 図面管理システムに係る管路情報の収集及び管理に関すること。
- (5) 部内の連絡調整に関すること。
- (6) 部内の他の課の主管に属しないこと。

北部方面工事課

- (1) 鶴見区、神奈川区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、泉区及び瀬谷区（以下「北部地域」という。）における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 北部地域における工事負担金の徴収に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) その他北部地域における配水管等の工事に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 災害時その他管理者が認めた場合の北部地域以外における前3号に規定している業務に関すること。

南部方面工事課

- (1) 西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、戸塚区及び栄区（以下「南部地域」という。）における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 南部地域における工事負担金の徴収に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) その他南部地域における配水管等の工事に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 災害時その他管理者が認めた場合の南部地域以外における前3号に規定している業務に関すること。

北部方面配水管理課

- (1) 北部地域における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 北部地域における断水及び給水制限に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) 北部地域における配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (4) 北部地域における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）の維持管理に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 北部地域における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。

南部方面配水管理課

- (1) 南部地域における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 南部地域における断水及び給水制限に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) 南部地域における配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (4) 南部地域における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）の維持管理に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 南部地域における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。

浄水部

浄水課

- (1) 水運用に係る電子計算機システムの運用及び保守に関すること（浄水場の主管に属するものを除く。）。
- (2) 水運用に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関すること。
- (3) 水運用及び浄水技術に係る調査及び研究に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の大規模改良工事（電機計装設備に係るものを除く。）の計画、設計、調査及び研究に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (5) 部内の電子計算機システムの新設工事の設計及び施行に関すること。
- (6) 道志水源基金等に関すること。
- (7) 部内の連絡調整に関すること。
- (8) 部内の他の課の主管に属しないこと。

設備課

- (1) 電機計装設備工事（庁舎等の電機計装設備工事を除く。以下この部中同じ。）に関する技術基準等の作成及び指導に関すること。
- (2) 電機計装設備工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- (3) 電機計装設備（庁舎等の電機計装設備を除く。以下この部中同じ。）の設計積算システムに関すること。
- (4) 電機計装設備工事の精算事務に関すること。
- (5) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 43 条に規定する主任技術者に関すること。
- (6) 電機計装設備の保全計画及び技術的調整に関すること。
- (7) 無線局に関すること。
- (8) 電機計装設備に係る建設改良事業の工事の計画及び設計に関すること。

西谷浄水場

- (1) 相模湖系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区今宿西町 378 番地先）より下流（以下「相模湖系統の下流」という。）の導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関する事。
- (2) 相模湖系統の下流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関する事。
- (3) 相模湖系統の下流の導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関する事。
- (4) 相模湖系統の下流の導水、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関する事。
- (5) 西谷浄水場再整備事業の整備工事の設計及び施行に関する事。
- (6) 相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業の整備工事の設計及び施行に関する事。
- (7) 配水池応急給水機器の保守点検に関する事。

川井浄水場

- (1) 道志川系統の川井浄水場より上流及び相模湖系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区今宿西町 378 番地先）より上流（以下「道志川系統等の上流」という。）の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関する事。
- (2) 道志川系統等の上流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関する事。
- (3) 道志川系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関する事。
- (4) 道志川系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関する事。
- (5) 配水池応急給水機器の保守点検に関する事。

水源林管理所

- (1) 水源林野の施業経営及び管理に関する事。

小雀浄水場

- (1) 馬入川系統の取水、導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関すること。
- (2) 馬入川系統の浄水処理に伴う水質に係る試験に関すること。
- (3) 馬入川系統の取水、導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関すること。
- (4) 馬入川系統の取水、導水、浄水、送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関すること。
- (5) 配水池応急給水機器の保守点検に関すること。

水質課

- (1) 水源並びに原水、ろ過水、浄水、工業用水及び市内給水栓水の水質に係る試験（浄水場が浄水処理に伴い行う試験を除く。）、調査及び研究に関すること。
- (2) 水質に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関すること。

施設部

計画課

- (1) 水源の確保に関する計画及び調査に関すること。
- (2) 水需要の実態及び予測に関すること。
- (3) 取水、導水、浄水、送水及び配水施設の新設、増設及び改良の計画及び調査に関すること（水道事務所、配水部及び浄水部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 神奈川県内広域水道企業団に関すること。
- (5) 水道事業の広域的施設整備に関すること。
- (6) 基幹施設整備事業に係る財源の確保に関すること。
- (7) 職務発明に関すること。
- (8) 水道施設の災害対策に係る計画に関すること。
- (9) 部内の連絡調整に関すること。
- (10) 部内の他の課の主管に属しないこと。

技術監理課

- (1) 工事に関する技術基準等の作成及び指導に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 土木工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 設計積算システムに関すること。
- (4) 工事の安全監理に関すること。
- (5) 工事の検査に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 設計、測量及び地質調査の委託に係る検査評定基準及び設計積算基準に関すること。
- (7) 監査（事務を除く。）及び会計実地検査の連絡調整に関すること。
- (8) 局職員等に対する水道技術に係る指導に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (9) 工事に起因する家屋等の損害補償に係る事務の指導及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

施設整備課

- (1) 基幹施設整備事業（配水部及び浄水部の主管に属するものを除く。）その他これに準ずる建設改良事業（以下「基幹施設整備事業等」という。）の工事の設計及び施行に関する事。
- (2) 基幹施設整備事業等の執行管理及び精算事務に関する事。
- (3) 庁舎等の施設に係る修繕工事の執行管理及び精算事務に関する事（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 庁舎等の施設に係る建設改良事業の工事の計画、設計及び施行に関する事。
- (5) 庁舎等の施設に係る修繕工事の施行に関する事（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (6) 庁舎等の電機計装設備工事に関する事。

工業用水課

- (1) 工業用水道による給水の申込みその他諸届の受付及び処理に関する事。
- (2) 横浜市工業用水道条例（昭和35年10月横浜市条例第21号。以下「工業用水道条例」という。）に基づく給水施設工事の設計及び施行に関する事。
- (3) 工業用水道に係る水量メーターの管理に関する事。
- (4) 工業用水道料金その他工業用水道条例に基づく諸収入に関する事。
- (5) 工業用水道の使用水量の計量及び認定に関する事。
- (6) 工業用水道条例違反の取締り及び滞納処分に関する事。
- (7) 工業用水道の断水及び給水制限に関する事。
- (8) 工業用水道料金の減免に関する事。
- (9) 工業用水道の建設改良事業等の計画及び調査に関する事。
- (10) 工業用水道工事負担金の収入に関する事。
- (11) 工業用水道の建設改良並びに維持工事の設計及び施行に関する事。
- (12) 工業用水道の企画及び調査に関する事。
- (13) その他工業用水道に係る浄水、送水、配水及び給水並びに工業用水道施設の維持管理に関する事。

契約部

契約第一課

- (1) 工事、製造等請負契約に関すること。
- (2) 工事、製造等請負契約に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 工事、製造等請負業者の業態調査等に関すること。
- (4) 工事請負等一般競争入札参加資格審査等委員会に関すること。
- (5) 工事、製造等請負の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (6) 横浜市入札等監視委員会に関すること。
- (7) 工事、製造等請負に係る低入札価格調査委員会に関すること。
- (8) 調達契約に係る公告等に関すること。
- (9) 部内他の課の主管に属しないこと。

契約第二課

- (1) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る契約に関すること。
- (2) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る業者の業態調査等に関すること。
- (4) 物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会に関すること。
- (5) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の契約に係る検査に関すること。
- (6) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (7) 委託契約に係る低入札価格調査委員会に関すること。



令和6年度 事業概要



西谷浄水場(R14年度完成予想図)



脱炭素への取組



ICT・DXの取組

目 次

水道局運営方針	-----	1
I 令和6年度予算の基本的な考え方	-----	3
II 水道事業会計		
予算概況	-----	3
水道事業会計予算の主要事業	-----	5
将来を見据えた組織運営・財政運営	-----	16
III 工業用水道事業会計		
予算概況	-----	17
工業用水道事業会計予算の主要事業	-----	17
IV 資料		
水道事業会計予算	概要表 -----	19
	科目別内訳 -----	20
工業用水道事業会計予算	概要表 -----	24
	科目別内訳 -----	25

令和6年度 水道局 運営方針

I 基本目標

暮らしとまちの未来を支える横浜の水

～ 24時間 365日 安全で良質な水を安定してお届けするため、
職員一人ひとりが使命感を持って役割を果たします ～

横浜水道長期ビジョンの基本理念「暮らしとまちの未来を支える横浜の水」と横浜市中期計画の基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向け、安心な暮らしと活力あふれる都市活動の源となり、横浜の未来を支える水道事業者として、災害に強い安全・安心な都市づくりに取り組みます。

II 目標達成に向けた施策

★ 横浜市中期計画掲載事業

1 安全で良質な水

◎適正な水質管理や浄水場の再整備

- ・道志水源林の保全
- ・水源水質の変化への対応
- ・水質管理体制の維持・強化
- ・西谷浄水場の再整備
- ・直結給水の促進
- ・子供たちが水道水を飲む文化を育む事業

2 災害に強い水道

◎水道施設の更新・耐震化や災害対応力の強化

- ・能登半島地震を踏まえた地震対策の検証及び見直し
- ・水道施設(基幹施設・送配水管・給水管)の更新・耐震化★
- ・他都市等との連携強化
- ・災害時の通信体制強化
- ・耐震給水栓の整備★
- ・民間企業等との連携

3 環境にやさしい水道

◎脱炭素社会の実現に向けた取組

- ・自然流下系施設の整備(西谷浄水場の再整備)
- ・エネルギーの効率化を目指した施設整備
- ・高効率モータ使用機器への更新による省エネルギー化
- ・LED等高効率照明、次世代自動車等の導入
- ・太陽光発電設備等の導入促進
- ・市民ボランティアによる民有林整備の支援

4 充実した情報と サービス

◎水道事業のPRと水道サービスの向上

- ・市民ニーズ等を踏まえた情報発信
- ・給水スポット設置による水道水のPR
- ・GREEN×EXPO 2027の機運醸成の取組
- ・水道に関する手続きのオンライン化の拡充
- ・スマートメーターの導入に向けた取組

5 国内外における 社会貢献

◎国内外水道事業や地域の課題解決への貢献

- ・国内外水道事業への貢献と市内企業の海外水ビジネス展開支援★
- ・横浜ウォーター(株)と連携した国内外水道事業の課題解決
- ・TICAD9 横浜開催に向けた機運醸成の取組
- ・市内中小企業者の受注機会確保
- ・建設現場等の働き方改革と人材育成の支援
- ・障害者就労施設等からの優先調達

6 持続可能な経営基盤

◎将来にわたり持続可能な事業運営

- ・確実な水道料金収入の確保
- ・施設の維持管理の強化とアセットマネジメントの推進★
- ・水道事業におけるICT活用・DX推進
- ・将来の横浜の水道システム構築に向けた取組
- ・保有資産の有効活用等による財源確保

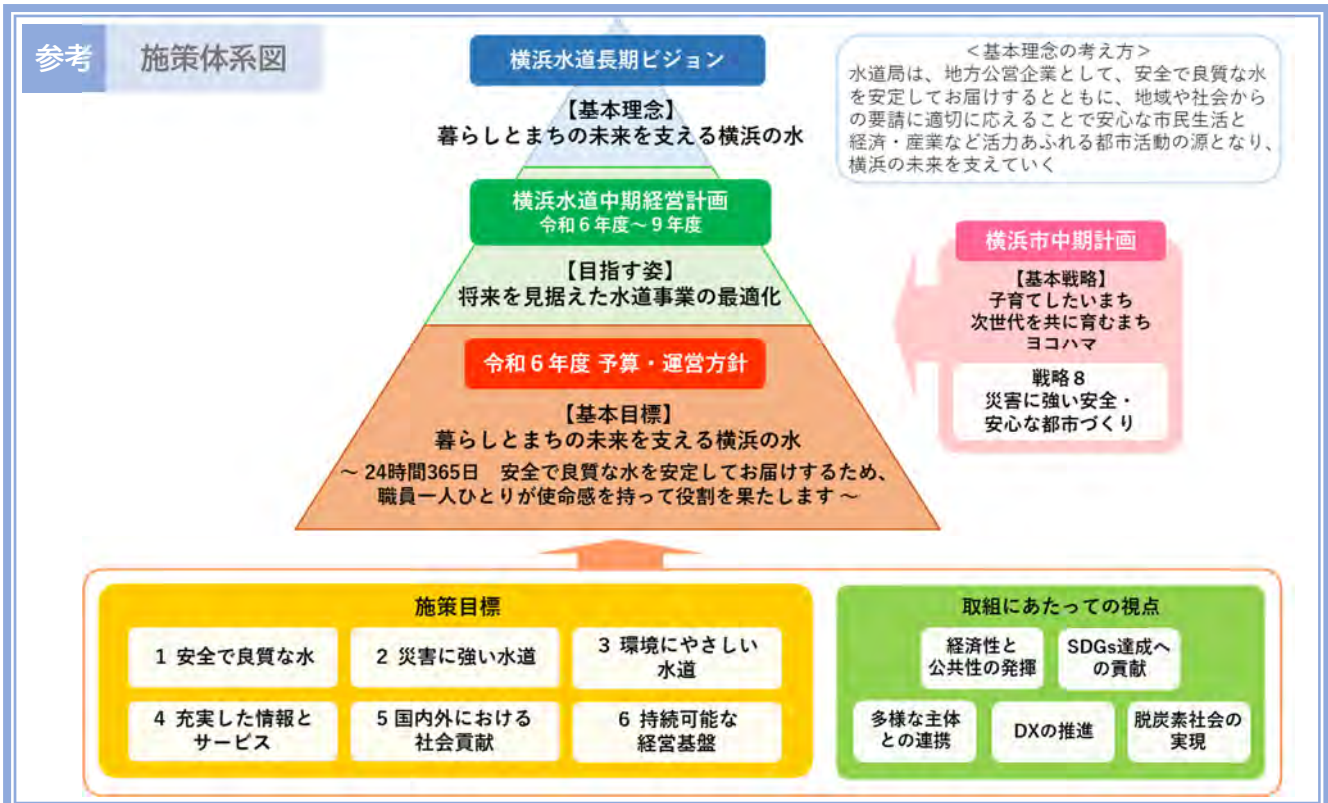
Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

今年度は、第3期中期経営計画の初年度であり、国においては水道行政の機能強化を目的に、所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されるなど、新たなスタートの年です。

人口減少、物価高騰など経営環境が厳しい中、徹底した経営努力を行いながら、施設の更新・耐震化や維持管理・保全をはじめとする取組を着実に進め、施設や運営体制の最適化など、将来を見据えた「水道事業の最適化」に向けて事業を推進していきます。

将来にわたり安全で良質な水を安定してお届けするという最大の責務を、職員一人ひとりが改めて自覚するとともに、部署間の連携を強化し、持続可能な水道事業の実現に一丸となって取り組みます。

<p>「創造・転換」を意識した経営効率化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民目線」「スピード感」「全体最適」の視点で、「創造・転換」に取り組み、施策・事業を進めます。 ・徹底した経費削減やファシリティマネジメント等による新たな財源確保など、一層の経営努力に取り組みます。 ・業務フローの見直しやDX推進等により業務の効率化を図ります。
<p>人材育成・技術継承</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成と人材確保に取り組み、これまで築き上げてきた技術・技能・ノウハウを次世代に継承していきます。
<p>効率的な執行体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業運営を取り巻く様々な課題に対応するため、事業手法や組織の見直しを進め、効率的な執行体制を構築します。
<p>危機管理・リスクマネジメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしを支える生活インフラの担い手として、平常時から危機発生時を意識して業務を行います。 ・職場におけるリスクコミュニケーションの活性化によるリスク軽減や情報セキュリティ対策など、リスクマネジメントに取り組み、適正に業務を執行します。
<p>働きやすく風通しの良い職場づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員一人ひとりが能力を最大限に発揮し、自らの役割にやりがいを持って、常にチャレンジしていく職場づくりを進めます。 ・職員の多様性を認識し、全ての職員が心身ともに健康でいきいきと働き続けられる職場づくりに取り組みます。



I 令和6年度予算の基本的な考え方

今年度は、第3期中期経営計画の初年度であり、国においては水道行政の機能強化を目的に、所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されるなど、新たなスタートの年です。

横浜市においても人口減による水需要の減少により、水道料金が減収傾向にある一方で、高度経済成長期に整備した多くの水道施設が更新時期を迎える中、切迫する首都直下地震等の大規模地震に備え、施設の保全や更新・耐震化など、安定給水に向けて様々な対応が必要となっています。加えて、物価高騰などの社会経済情勢により、水道事業を取り巻く経営環境は非常に厳しい状況にあります。

6年度は、新たな中期経営計画の下、工事費が高騰する中でも、ダウンサイジングなどコストの削減を図りながら、西谷浄水場再整備事業を始めとする老朽化した水道施設の更新・耐震化を確実に進めます。また、アセットマネジメントを推進するとともに、ICTなど新しい技術を積極的に取り入れながら、効率的・効果的に施設の維持管理の強化を図ります。加えて、脱炭素社会実現のための取組を推進します。

持続可能な水道事業運営のため、人材の確保及び育成・技術継承に取り組むとともに、全ての職員が今までの常識にとらわれることなく、時代やニーズに合った業務の在り方や事業手法の検討、DXや業務改善の取組をしっかりと進めることで、将来にわたり安全で良質な水を安定してお届けします。

II 水道事業会計

令和6年度予算の概況

◇ 水道料金収入

水道料金収入は、人口減少に伴う水需要の減少傾向を見込み、5年度に比べ4億円減の762億円を計上しています。

◇ 当年度純利益

当年度純利益は、水道料金収入の減や物価高騰の影響により、5年度に比べ5億円減の52億円となる見込みです。

◇ 累積資金残額

累積資金残額は、工事費の高騰や西谷浄水場再整備事業の進捗に伴う建設改良費の増により、37億円減の160億円を計上しています。

◇ 企業債残高

企業債残高は、建設改良費の財源となる企業債の発行増により、124億円増の1,808億円となる見込みです。

【業務の予定量】

区分	令和6年度	令和5年度	増△減	増減率(%)
給水戸数	1,980,000戸	1,970,000戸	10,000戸	0.5
年間総給水量	402,976,000m ³	407,808,000m ³	△ 4,832,000m ³	△ 1.2
1日平均給水量	1,104,000m ³	1,114,000m ³	△ 10,000m ³	△ 0.9
職員数	1,572人 (124人)	1,572人 (124人)	0人	0.0

※「職員数」は、再任用職員等を含む見込み人数

※（ ）内は、会計年度任用職員及び特別職非常勤職員で内数

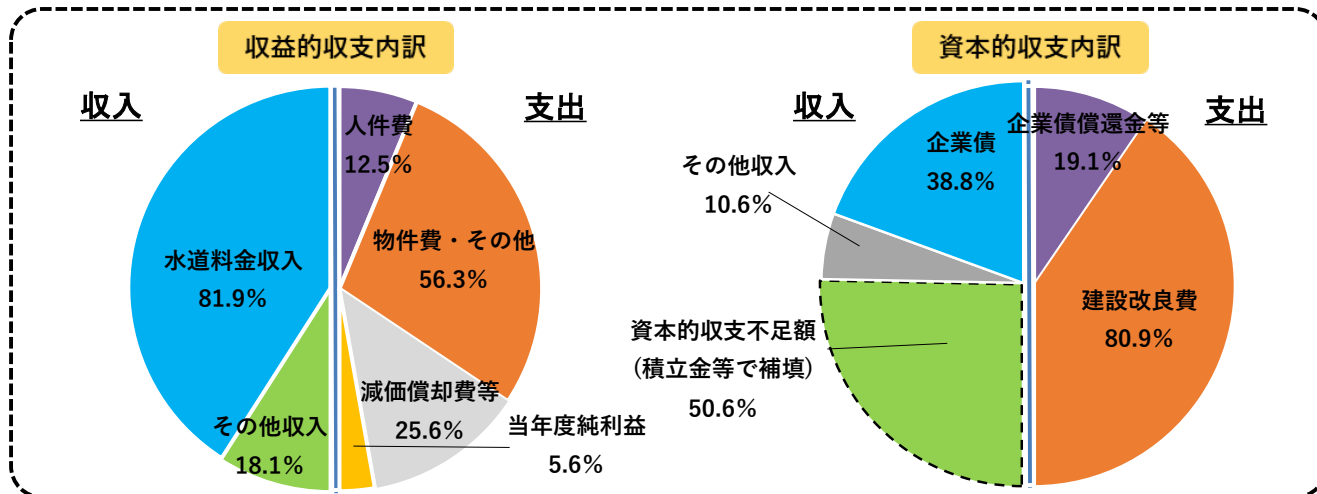
【財政収支】

(単位：百万円)

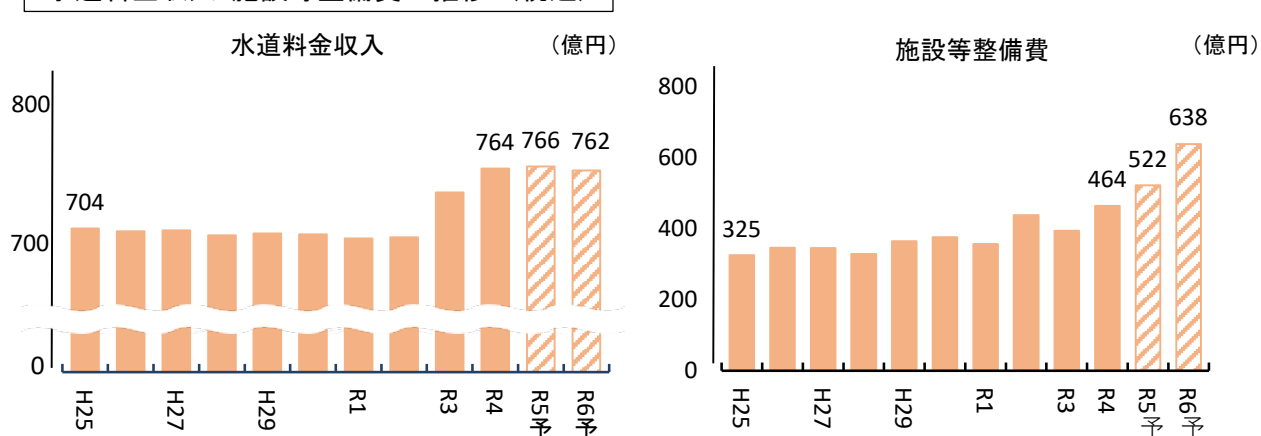
区分	令和6年度予算	令和5年度当初予算	増△減	増減率(%)	
収益的収支	収益的収入	93,096	93,854	△ 758	△ 0.8
	うち水道料金	76,227	76,588	△ 361	△ 0.5
	収益的支出	83,978	84,861	△ 883	△ 1.0
	うち人件費	11,636	11,476	160	1.4
	うち物件費等	28,976	29,904	△ 928	△ 3.1
	うち減価償却費等	23,870	23,899	△ 29	△ 0.1
当年度純利益	5,216	5,688	△ 472	—	
資本的収支	資本的収入	30,983	20,620	10,363	50.3
	うち企業債	24,359	15,592	8,767	56.2
	資本的支出	62,728	51,245	11,483	22.4
	うち建設改良費	50,745	40,079	10,666	26.6
うち企業債償還金	11,943	11,096	847	7.6	
累積資金残額	16,039	19,732	△ 3,693	—	
企業債残高	180,792	168,376	12,416	—	

注(1) 令和5年度予算の累積資金残額及び企業債残高は、令和4年度決算を反映した後の額

注(2) 各項目の数値を四捨五入しているため、合計の額が合わない場合があります。



水道料金収入・施設等整備費の推移 (税込)



令和6年度水道事業会計予算の主要事業

新 は新規事業
拡 は拡充事業

〔 長期ビジョン・取組の方向性
中期経営計画（6～9年度）・施策目標 〕

〔 主要事業 〕

〔 関連するSDGsの取組 〕

1 安全で良質な水



施策1 水源保全	(1) 道志水源林の保全	拡
施策2 水安全計画に基づく水質管理	(2) 水源水質の変化への対応	
	(3) 水質管理体制の維持・強化	拡
	(4) 西谷浄水場の再整備	
施策3 直結給水の促進	(5) 子どもたちが水道水を飲む文化を育む事業	

2 災害に強い水道



施策1 水道施設の更新・耐震化	(1) 基幹施設の更新・耐震化	
	(2) 送配水管の更新・耐震化	
	(3) 給水管の更新・耐震化	
施策2 災害対応力の強化	(4) 他都市等との連携強化	
	(5) 災害時の通信体制強化	拡
施策3 災害時の迅速な応急給水・ 応急復旧に向けた取組	(6) 耐震給水栓の整備	
	(7) 民間企業等との連携	

3 環境にやさしい水道



施策1 自然流下系施設の整備	(1) 西谷浄水場の再整備	
施策2 省エネルギー化に向けた取組	(2) エネルギーの効率化を目指した施設整備	
	(3) 高効率モータ使用機器への更新による省エネルギー化	新
	(4) LED等高効率照明の導入	拡
	<コラム① 次世代自動車等の導入>	
施策3 再生可能エネルギーの活用	(5) 太陽光発電設備等の導入促進	拡
施策4 水源林保全の取組	(6) 市民ボランティアによる民有林整備の支援	

4 充実した情報とサービス



施策1 「伝わる」広報の展開	(1) 市民ニーズ等を踏まえた情報発信	
	(2) 給水スポット設置による水道水のPR	新
<コラム② 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO2027）の機運醸成の取組>		
施策2 時代のニーズを捉えたサービスの推進	(3) 水道に関する手続きのオンライン化の拡充	拡
	(4) スマートメーターの導入に向けた取組	

5 国内外における社会貢献



施策1 国内外水道事業への支援	(1) 国内外水道事業への貢献と市内企業の海外水ビジネス展開支援 <コラム③ 横浜ウォーター株式会社との連携> <コラム④ 第9回アフリカ開発会議(TICAD9)横浜開催に向けた機運醸成の取組>
施策2 市内経済の発展と地域課題の解決への貢献	(2) 市内中小企業者の受注機会確保 (3) 建設現場等の働き方改革と人材育成の支援 拡 (4) 障害者就労施設等からの優先調達 <コラム⑤ 工事事故の防止>

6 持続可能な経営基盤



施策1 施設の維持管理の強化とアセットマネジメントの推進	(1) 施設の維持管理の強化とアセットマネジメントの推進 拡
施策2 水道事業におけるICT活用・DX推進	(2) 水道事業におけるICT活用・DX推進 拡
<コラム⑥ 将来の横浜の水道システム構築に向けた取組>	

(令和6年度工業用水道事業会計予算の主要事業)

2 災害に強い水道

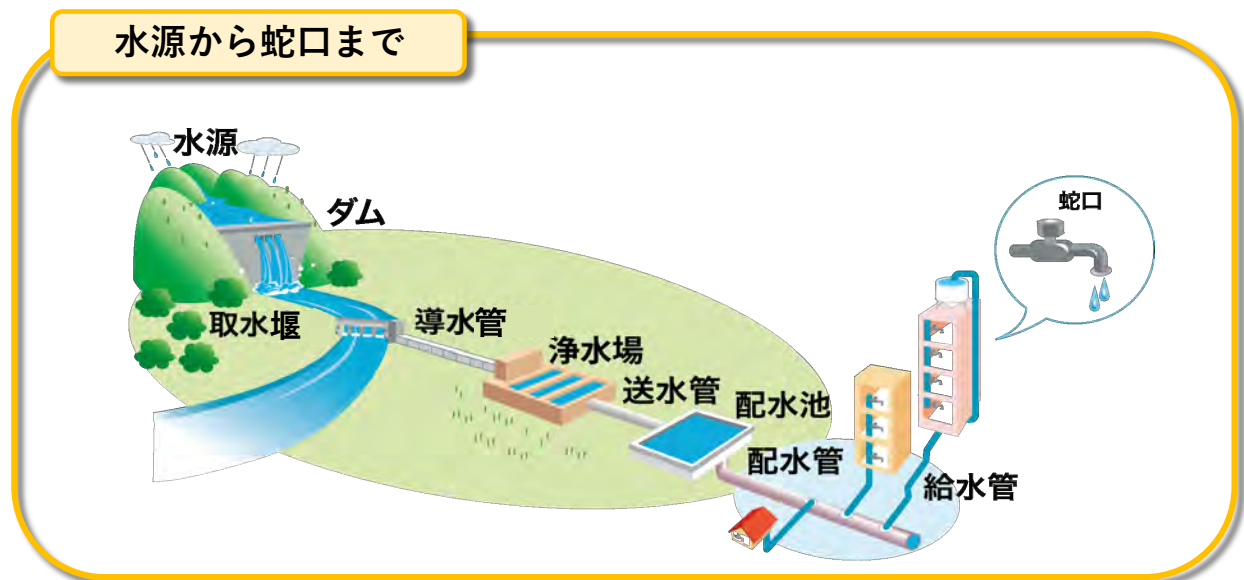


施策1 工業用水道施設の更新・耐震化	(1) 東寺尾送水幹線の更新・耐震化
--------------------	--------------------

6 持続可能な経営基盤



施策1 工業用水道施設の再構築	(1) 相模湖系統への統合に向けた施設整備
-----------------	-----------------------



1 安全で良質な水

施策1 水源保全

()内は前年度予算額

(1) 道志水源林の保全

拡

6,372万円 (5,849万円)

山梨県道志村に水道局が所有する水源林(2,873ha)のうち27%を占める針葉樹の人工林(762ha)については、「道志水源林プラン(第十一期)(平成28～令和7年度)」に基づき、整備が必要となる林地の間伐等を行い、針広混交林※1化を進めます。これにより、水源かん養機能※2を高め、健全な水環境と水源地域の自然環境を保全します。



道志水源林

また、全国で拡大している広葉樹の害虫被害(ナラ枯れ※3)が水源林でも見られるため、6年度からは新たにドローンを活用し、迅速に被害状況を把握するとともに、山梨県や道志村と協力しながら引き続き対策を進めます。

なお、整備費用の一部には、企業・団体と協働で水源林保全に取り組む「水源エコプロジェクトW-eco・p(ウィコップ)」の寄附金を活用します。



ドローン作業風景

- 水源林手入れ作業委託(作業面積 57ha)
- ナラ枯れ被害木くん蒸処理作業委託(想定1,500本)



※1 針広混交林:針葉樹と広葉樹が混生する森林
 ※2 水源かん養機能:森林の持つ「水を蓄える」「水を浄化する」「洪水を緩和する」という3つの機能
 ※3 ナラ枯れ:「カシノナガキクイムシ」が媒介する菌(ナラ菌)によって、ナラ類、シイ・カシ類等が集団的に枯れる被害

施策2 水安全計画に基づく水質管理

(2) 水源水質の変化への対応

5,872万円 (3,629万円)

道志川のかび臭物質(2-MIB)の増加に対応するため、6年度からは青山沈でん池に設置した活性炭注入設備によるかび臭物質の除去効果を確認し、薬品コストを考慮した最適な運用方法を検討します。

また、道志川への建設発生土流入など不測の事態に備え、引き続き現場パトロールに取り組みます。

(3) 水質管理体制の維持・強化

拡

<一部再掲> 8億4,750万円 (7億7,862万円)

国が定める「水質基準値」よりも厳しい「水質管理値」を本市独自で設定し、安全で良質な水道水を供給しています。この管理値を常に達成することに加え、新たな水質リスクである有機フッ素化合物(PFOS・PFOAなど)の監視測定を強化するとともに、コスト面も考慮した適正な水質管理を行い、安全で良質な水の供給と費用の縮減の両立を図ります。



水質検査の様子

また、浄水場から各ご家庭等の蛇口に至るまでの水道水の品質が確保されるよう、浄水場等においてISO 9001の認証や、水道GLP※の認定を継続します。

さらに、市内43か所に設置した水道計測設備で水質の24時間連続監視を行います。

※水道 GLP (Good Laboratory Practiceの略) : (公社)日本水道協会が定めた水質検査結果の精度と信頼性を確保するための優良試験所規範

(4) 西谷浄水場の再整備

123億551万円（59億752万円）

施設の耐震化とともに、水源の水質状況や水利権水量の全量処理に対応するため、DB・DBO方式※を用いて西谷浄水場の浄水・排水処理施設や相模湖系の導水管の整備に取り組んでいます。

6年度は、浄水処理施設の沈でん池の改良を行うとともに、ろ過池の築造に着手します。排水処理施設は脱水機棟の建設等を引き続き行います。また、相模湖系の導水管は、川井浄水場から西谷浄水場方面へ向けシールドマシンによる掘削を進めます。

西谷浄水場の再整備は、長期にわたって多額の費用が必要となるため国からより多くの財政支援を獲得できるよう、引き続き協議や要望に努めます。

	R3	R4	～	R8	R9	～	R14
浄水処理施設 (DB※ ¹ 方式) 702億円	設計・工事 R14年度完了(見込)						
排水処理施設 (DBO※ ² 方式) 64億円※ ³	設計・工事 R9年度完了(見込)						
相模湖系導水路 (DB方式) 320億円	設計・工事 R9年度完了(見込)						

事業スケジュール等（予定）



導水管 シールドマシンによる掘削の様子

- ※1 DB：設計(Design)と施工(Build)を一括して行う発注方式
- ※2 DBO：設計(Design)と施工(Build)に加え、運営(Operate)も一括して行う発注方式
- ※3 運営（R28年度までの運転・維持管理）分等を除く事業費

施策3 直結給水の促進

(5) 子どもたちが水道水を飲む文化を育む事業

2,800万円（6,800万円）

子どもたちに、より安全で良質な水を飲んでもらえる環境づくりを進めるため、教育委員会事務局が改修を行う学校に対し、屋内水飲み場の直結給水化費用の一部を助成します。

- 6年度助成対象＝7校（6年度末累計＝358校）（5年4月1日現在 市立小・中学校等 494校）

2 災害に強い水道

施策1 水道施設の更新・耐震化

(1) 基幹施設の更新・耐震化

66億7,327万円（39億7,010万円）

浄水場や配水池などの基幹施設は、水道水を安定して供給するために重要な施設です。そのため、アセットマネジメントの考え方にに基づき、事業の平準化を図りながら更新・耐震化を進め、災害に強い水道施設を目指します。

また、これらの施設に付帯する、電気・機械・計装設備についても計画的に更新することで、故障による断水等の事故を防止します。

相模湖系導水路の一部である相模ずい道及び横浜ずい道については、自然流下系施設※を優先的に整備する方針に基づき、引き続き耐震診断を行い、具体的な対策工法等を検討します。

- 小雀浄水場受電所電力設備改良工事
- (仮称) 高塚から上飯田線ループ管新設工事



相模ずい道・横浜ずい道位置図（神奈川県北部）

	5年度末見込み	6年度末予定
導水施設	69%	69%
浄水施設	51%	51%
配水池等	96%	96%
送・配水管	33%	34%

<水道施設の耐震化率>

※自然流下系施設：地形の高低差を利用し、ポンプを使用しないで水を送ることができる施設。電気を使用しないため、停電時でも水を送ることができ、環境にやさしく経済性にも優れている。横浜市では、川井浄水場（道志川系統）と西谷浄水場（相模湖系統）が、水源から浄水場へ水を送る際に電力に依存しない自然流下系の浄水場にあたる。

(2)送配水管の更新・耐震化

342億4,000万円 (316億9,600万円)

送配水管（総延長約9,300km）の更新・耐震化にあたっては、管の材質ごとに想定耐用年数を設定した上で、布設年度や埋設状況、地震時の被害想定など総合的に勘案し、優先順位を付けて進めます。

特に、衝撃がかかると比較的割れやすく漏水リスクが高い鋳鉄管（CIP）、被災した場合に大きな影響を及ぼす可能性のある送配水本管（主に口径400mm以上）、災害時に重要な役割を担う重要拠点施設（地域防災拠点や病院など）につながる管路の更新・耐震化について、重点的に取り組みます。なお、鋳鉄管については、これまで優先的に更新してきましたが、残りの多くは幹線道路や線路の下など施工困難箇所に埋設されていること、送配水本管については、工事が大規模であり周辺環境等に与える影響が大きいことから、最適な施工方法等を検討し計画的に進めます。

更新にあたっては、引き続き水需要に見合った管口径へのダウンサイジングを進め、工事コストの縮減を図ります。



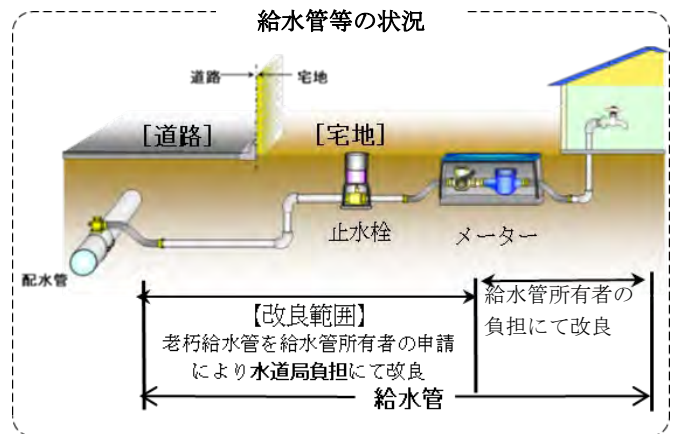
口径1350mm配水管更新工事

(3)給水管の更新・耐震化

2億円 (2億円)

各ご家庭などに引き込まれている給水管が老朽化すると、漏水事故や震災時の水道復旧の遅れにつながります。このため、布設する給水管をダクタイル鋳鉄管やステンレス管に限定することで、耐震性の向上を図ります。

なお、配水管の分岐から水道メーターまでの給水管については、給水管所有者からの申請に基づき、水道局が更新を実施することで改良を進めます。



施策2 災害対応力の強化

(4)他都市等との連携強化

発災時の相互応援協定の実効性を確保するため、（公社）日本水道協会関東地方支部において、応援要請や参集等の各手順の確認を行う合同防災訓練等を実施します。

また、名古屋市上下水道局と、大規模災害発災時における迅速な初動体制の確立に向けて、協定※に基づき合同防災訓練及び技術交流等を実施し連携を強化します。



災害派遣（応急給水の様子）

※「地震等緊急時における相互応援に関する協定」（名古屋市上下水道局・横浜市水道局 平成30年12月26日締結）

(5)災害時の通信体制強化

拡

2億1,960万円 (64万円)

水道局では、災害時における各庁舎間の速やかな情報伝達を目的として8庁舎に無線通信網を構築しています。6年度は新たに5庁舎に無線設備を設置することで通信網の更なる体制強化を図ります。

(6)耐震給水栓の整備

512万円 (382万円)

災害用地下給水タンクや学校受水槽などの施設が設置されていない地域防災拠点を対象に、応急給水が可能となるよう、配水管から屋外水飲み場までを耐震化し、総務局や教育委員会事務局と共同で「耐震給水栓」の整備を進めます。

- 6年度設置耐震給水栓= 5か所 (6年度末累計=53か所)



耐震給水栓

(7)民間企業等との連携

6,091万円 (5,683万円)

発災時に予め取り決められた災害時給水所等へ工事事業者が参集し、給水に協力していただけるよう横浜市管工事協同組合と災害協定を締結しています。協定の実効性を高めるため、防災訓練で給水活動の補助を担っていただくとともに、組合員が応急給水施設の場所や資機材の取扱いに習熟できるよう、引き続き施設等の保守点検を委託します。

また、災害時に備えて災害拠点病院や救急告示医療機関と応急給水訓練を実施します。このほか、災害時における応急給水や応急復旧、燃料や材料、薬品供給に協力していただけるよう、引き続き様々な民間事業者と連携して防災訓練等を行い協力体制を強化します。



横浜市管工事協同組合との訓練



横浜建設業協会
横浜市管工事協同組合
災害派遣連携

- 応急給水施設 (災害用地下給水タンク、緊急給水栓等) の保守点検 552か所
- 民間企業と連携した防災訓練等の実施 計16回/年

3 環境にやさしい水道

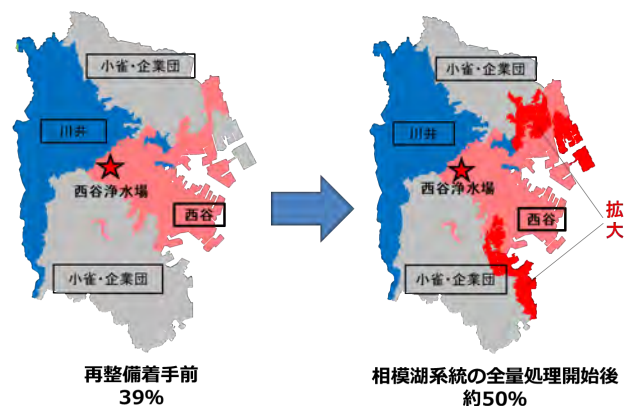
施策1 自然流下系施設の整備

(1)西谷浄水場の再整備

<再掲>123億551万円 (59億752万円)

自然流下系である西谷浄水場の給水エリアを拡大するため、相模湖系統の水利権水量の全量を処理できるよう、西谷浄水場の浄水・排水処理施設や導水管の整備に取り組んでいます。

これにより、ポンプの電力消費量を抑制し、温室効果ガス排出量の削減を目指します。



自然流下系(西谷・川井)給水エリア拡大のイメージ

(2) エネルギーの効率化を目指した施設整備

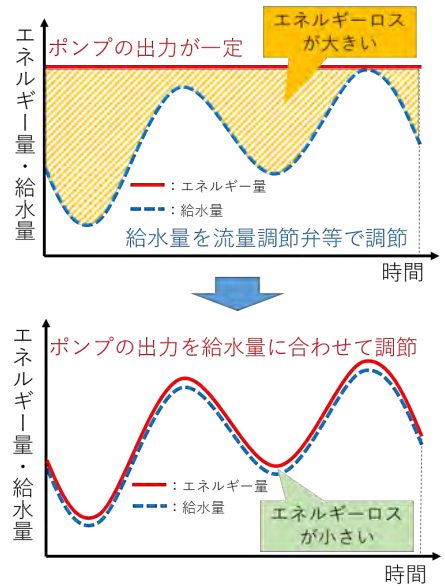
8,384万円（6億1,491万円）

本市では、高台など標高の高い地域に水を送るためにポンプを使用していることから、消費電力が大きく、環境に負荷がかかっています。このため、設備更新の際に、エネルギー効率に優れたVVVF制御方式※に順次切り替え、環境への負荷を低減します。

〔環境負荷低減効果・温室効果ガス年間排出量
約90t削減（一般家庭約30世帯分）〕

●恩田配水池ポンプ設備更新工事

※VVVF制御（Variable Voltage Variable Frequency：可変電圧可変周波数制御）：右の図のように、更新前では給水量が変化してもポンプの出力が一定でエネルギーロスが多いのに比べて、VVVF制御方式では給水量に応じてポンプの出力を調整することができるため、電力消費量の削減が可能。



(3) 高効率モータ使用機器への更新による省エネルギー化

新

3,000万円

電力消費量を削減し、環境負荷を低減するために、浄水場やポンプ場などで換気を目的に設置している送排風機について、更新に合わせて高効率モータ使用機器への切替えを進めます。

〔環境負荷低減効果・温室効果ガス年間排出量
約1.54t削減（一般家庭約0.6世帯分）〕

●10台（磯子送水ポンプ場ほか3か所）



高効率モータ使用機器

(4) LED等高効率照明の導入

拡

1億7,665万円（8,160万円）

横浜市地球温暖化対策実行計画（以下、実行計画という）に基づき、12年度までに水道局施設のLED等高効率照明の導入割合を100%にします。引き続き施設の更新工事等に合わせて導入を進めていくとともに、6年度からは新たにESCO事業※などの手法を検討し、費用の平準化や導入の加速化等を図ります。

●LED設置工事：洋光台水道事務所、西谷第2分庁舎 他

※ESCO事業（Energy Service Company事業）：省エネルギー化に関し、民間事業者が包括的にサービスを提供する事業。設計・工事から維持管理までを一括して発注することにより、効率的な事業実施が期待でき、電気料金の削減額からサービス対価を支払う仕組みになっているため費用負担の平準化が図られる。

コラム

① 次世代自動車等の導入

実行計画に基づき、12年度までに一般公用車における次世代自動車等（EV・PHV・FCV・HV）の導入割合を100%とすることを目指し、車両の買替等にあわせて計画的な導入を進めます。

●次世代自動車等導入台数 36台

(5) 太陽光発電設備等の導入促進 **拡**

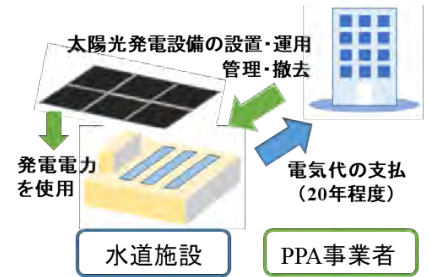
3,200万円 (ー)

実行計画に基づき、22年度までに設置可能な水道局施設について太陽光発電設備を100%導入するため、更なる太陽光発電設備の導入拡大を検討します。

6年度は、各浄水場、配水池、ポンプ場などにおける設置可能な場所の検討や発電量予測などの導入可能性調査を行います。

また、川井浄水場において、費用の削減が見込めるPPA事業※による太陽光発電設備の導入を検討します。

あわせて、小水力発電設備についても、近年の技術革新によりこれまで導入困難とされていた施設に設置できる可能性が出てきたため、6年度は新たに2施設で導入可能性調査を実施します。



PPA (電力購入契約)



小水力発電設備

※PPA (Power Purchase Agreement : 電力購入契約) : 事業者 (PPA事業者) が、企業・自治体の保有する施設の屋根等に太陽光発電設備を設置し、運用・維持管理を行い、企業・自治体は発電された再エネ電気を購入する契約。設備を所有しないため維持管理をすることなく、設置費用相当分を複数年で支払うことにより費用負担の平準化を図ることが可能。

施策4 水源林保全の取組

1,006万円 (1,010万円)

(6) 市民ボランティアによる民有林整備の支援

道志村の民有林 (4,595ha) のうち、所有者の高齢化や人手不足等により手入れが行き届かなくなった場所を、「NPO法人道志水源林ボランティアの会」等と協力して整備します。

この活動には、市民・企業等からの寄附金などによる「横浜市水のふるさと道志の森基金」を活用します。



ボランティアによる間伐作業

4 充実した情報とサービス

施策1 「伝わる」広報の展開

(1) 市民ニーズ等を踏まえた情報発信

1,566万円 (1,595万円)

水道事業をより身近に感じていただき、ご理解を得られるよう、広報紙等の紙媒体やウェブサイト・SNSなどのデジタル媒体を使った情報発信、イベント開催等、様々なツールや場面を横断的に活用し、効果的な広報を実施します。加えて、工事現場の見学会や浄水場等の施設見学を行うほか、水道水が安全・安心であると感じていただけるよう、水道水質の安全性に関する情報提供の充実に取り組みます。

また、将来を担う子どもたちに水道に対する興味をもってもらえるよう、引き続き小学4年生を対象とした出前水道教室を実施します。



漏水修理体験の様子 (水道週間)



施設見学会の様子

(2) 給水スポット設置による水道水のPR

新

735万円

市民の皆様や横浜を訪れる方々に、横浜の水道水が良質であることを実感していただくために、給水スポットを設置します。設置場所については、子育て世代や子供たちが多く来園する動物園にすることで、「横浜で子育てをしたい」と思っただききっかけづくりにも繋がります。

●野毛山動物園 1基



給水スポット設置イメージ 東京国際フォーラム

2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）が横浜市で開催されます。水道局においても、横浜市一丸となって進める脱炭素社会やGXの実現に向け、検針票への掲載や公用車へのステッカー貼付、イベントや施設見学会など、様々なツールや場面を活用し、機運醸成を図っていきます。



施策2 時代のニーズを捉えたサービスの推進

(3)水道に関する手続きのオンライン化の拡充

拡

1,566万円（1,600万円）

今まで以上に利用しやすいサービスを提供するため、水道料金等の口座振替申込のWEB受付について6年3月から開始（21金融機関）しており、今後も取扱金融機関を拡充します。

また、横浜市電子申請・届出システムを活用し、漏水に伴う使用水量認定のオンライン申請による受付を拡大することで、手続きの簡素化や手続き完了までの期間を短縮します。

(4)スマートメーターの導入に向けた取組

330万円（200万円）

新たなモデル事業として、一般送配電事業者（電力会社）と「共同検針※」による通信費の低減化を検証します。7年度からの事業開始に向け、6年度は、局内施設で水道スマートメーターと電力スマートメーター間の通信について様々な設置環境で検証を行います。

また、2年度から実施している第1次モデル事業については、モデル地区（緑区十日市場町周辺地域）における自動検針を継続し、運用・保守に関する知見と実績を蓄積していきます。

※共同検針：電力会社が自動検針用に構築した「電力スマートメーター通信ネットワーク」を水道の自動検針に共用すること

5 国内外における社会貢献

施策1 国内外水道事業への支援

(1)国内外水道事業への貢献と市内企業の海外水ビジネス展開支援

4,660万円（4,334万円）

様々な課題を抱える国内外水道事業体の課題解決や経営基盤強化に向け、横浜ウォーター株式会社やJICA等と連携し、職員派遣や研修員の受入れなどを通じて、必要な技術・ノウハウを提供します。

また、これまでの国際協力で海外水道事業体等と築いた信頼関係やネットワークを活かし、横浜水ビジネス協議会会員企業に対し、企業PR機会の提供や、国際協力の中で把握した海外水道事業体の課題・ニーズ等の情報提供を行うことにより、海外水ビジネス展開支援を推進します。



海外水道事業体への研修での企業PR

- マラウイ国リロングウェ市無収水対策能力強化プロジェクト [JICA技術 協力プロジェクト]
- インドネシア国北スマトラ州水道公社における安全な24時間給水のための能力向上プロジェクト [JICA草の根技術協力事業（地域活性化特別枠）]

水道局の技術・ノウハウを活用するとともに、横浜ウォーター(株)の機動性・柔軟性を発揮し、国外ではアジア・アフリカ地域等へ水道事業運営ノウハウ等の提供、国内では中小規模水道事業体が抱える課題解決に向けたコンサルティングや技術継承支援等に取り組みます。

今後も、水道局の重要なパートナーである横浜ウォーター(株)と連携し、国内外の水道事業に引き続き貢献していきます。



④ 第9回アフリカ開発会議（TICAD9）横浜開催に向けた機運醸成の取組

アフリカ開発会議（TICAD*）は、アフリカの開発をテーマとした国際会議です。横浜市では過去3回開催され、次回のTICAD9も7年度に横浜市で開催されることが決定しています。

6年度は、アフリカをテーマにした国際活動講演会の実施などにより、TICAD9開催の機運醸成に取り組みます。

※TICAD：Tokyo International Conference on African Developmentの略



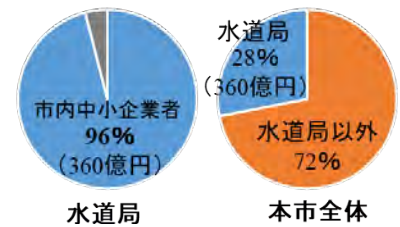
アフリカからの研修員の受入の様子
浄水場見学

施策2 市内経済の発展と地域課題の解決への貢献

(2) 市内中小企業者の受注機会確保

市内経済の活性化の観点から、引き続き市内中小企業者への優先発注を基本方針とし、適切な分離・分割発注を行うことで受注機会の確保に努めます。

水道局が4年度に競争入札で発注した工事契約金額の約96%を市内中小企業者が受注しています。これは、本市全体で市内中小企業者へ発注した金額の約28%を占めています。



工事における市内中小企業受注実績（R4）

(3) 建設現場等の働き方改革と人材育成の支援



水道工事における働き方改革のより一層の支援のため、引き続き建設改良繰越や債務負担行為などを柔軟に活用して、契約中の工事が年度を通じて一定となるよう施工時期の平準化を更に進めていきます。加えて、週休2日制の確保や、ICT活用の取組について請負工事事業者への働きかけを行います。

また、事業者の技術力向上のために、事業者向けの水道工事・水道施設見学会の開催や、事業者主催の工事技術・安全講習会への職員の講師派遣を引き続き行います。

- 平準化のための債務負担工事設定額 166億円

⑤ 工事事故の防止

水道工事に対する地域の皆様の信頼確保を図るため、工事事故防止の取組みを強化しています。工事安全研修や工事安全大会、事業者向け講習会、体験型研修など、これまで行ってきた建設業界と連携した取組みを引き続き進めるとともに、事業者に向けた事故防止のパンフレットやポスターを活用し、安全への意識を効果的に高めていきます。

(4) 障害者就労施設等からの優先調達

1,824万円（1,705万円）

障害者の就労支援や福祉の増進を図るため、障害者就労施設等へ様々な作業の委託を積極的に発注します。また、特別支援学校等を対象とした職業体験についても引き続き実施し、障害のある方の自立を支援します。

- 廃棄水道メーターの分解作業、印刷物等の封入袋の作成及び封入作業、敷地内除草作業 等



水道メーター分解作業

(1) 施設の維持管理の強化とアセットマネジメントの推進 **拡** 10億2,389万円（3億7,475万円）

水管橋や共同溝内管路等の露出管路、仕切弁などの弁栓類やマンホール鉄蓋等の附属設備について、施設の種別に応じたより詳細な状態調査を行うことで、長寿命化の方法及び補修・更新時期、優先順位の検討を行います。調査結果をマッピングシステムに蓄積することでデータを一元化し、ライフサイクルコストが最小となる長寿命化計画・更新計画の策定を目指します。なお、コスト削減を図るため、新たな補修方法の検討に取り組みます。

また、配水池等の保全・更新を効率的・効果的に行うため、これまで実施してきた配水池の劣化状況の調査結果を基に、配水池ごとの保全計画策定に向けた取組を進めます。



仕切弁点検調査の様子



配水池劣化状況調査の様子

施策2 水道事業におけるICT活用・DX推進

(2) 水道事業におけるICT活用・DX推進 **拡**

〈一部再掲〉 9,316万円（3億1,864万円）

水道施設の適切な維持管理、職員への技術継承、人口減少等による将来的な担い手不足への対応等に向け、ICT活用、DX推進に積極的に取り組みます。

■ドローン等を活用した配水ポンプ場の遠隔巡視

配水ポンプ場の巡視・点検について、ドローンとIoTセンサーを活用した遠隔巡視を試行的に導入することにより、設備不良の早期発見や維持管理の効果を検証し、ICTによる新たな維持管理手法の確立を目指します。

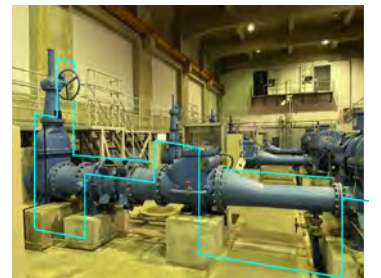
■クラウド型IoTによる遠隔での漏水監視

線路の下等、管理が難しく漏水が発生すると甚大な被害を及ぼす可能性のある管路に超高感度センサーを設置し、データ収集によって漏水を感知する遠隔漏水監視システムを試行的に導入します。

■赤外線サーモグラフィによる漏水探知

漏水箇所の特定が困難な二重構造管路*において、効率的な腐食状況調査や漏水箇所特定が可能となるよう、赤外線サーモグラフィを用いた漏水探知機の研究を民間企業と共同で行います。

*二重構造管路：水道管の新設や更新の際に、コスト削減等のため既設管の中に新設管を設置した管路



ドローン飛行ルート



遠隔での漏水監視イメージ

■ICT活用・DX推進に取り組む専門部署の設置

施設の維持管理や技術の継承、事務事業等の効率的・効果的な実施に向けて、ICT活用・DX推進に関する取組全体を統括する専門部署を設置しました。

⑥ 将来の横浜の水道システム構築に向けた取組

小雀浄水場について、多額の更新費用や導水に要するエネルギー消費量の大きさ、水質事故リスク等を踏まえ、5水道事業者※の広域連携による必要な施設整備が完了する22年度を目途に廃止します（廃止後も小雀浄水場内にある既存の配水池は継続使用）。廃止に向けて必要となる取組をとりまとめた計画の策定に向け、既存施設の撤去などの具体的な検討や、共同所有者である横須賀市などの関係者との協議を進めます。

あわせて、企業団の浄水場増強や送水管整備、水利権の確保に向けた河川管理者等の関係者との協議について、5水道事業者で連携して進めます。

※5水道事業者：神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団

将来を見据えた組織運営・財政運営

人口減による水需要の減少や、物価高騰などの社会経済情勢により、厳しい経営環境にある中で、安全な水を安定してお届けするため、全ての事業が効率的・効果的に行われているかを検証し、日々の業務の効率性や必要性について徹底した見直しを進めます。

1 事業見直し <経費節減金額合計 10億8,552万円>

主な取組項目	内 容	効果額
管路更新工事におけるダウンサイジング	減少する水需要に合わせて、管路の更新時に口径を縮径するほか、2本の管路を1本にすることで適切な施設規模へダウンサイジング	900,000千円
基幹施設整備事業におけるコスト縮減	将来の給水量の減少を見据えたポンプ能力の見直し、水運用の検討を踏まえた減圧弁の廃止等	127,140千円
エネルギー効率に優れた設備の導入に伴う経費削減	VVVF制御方式の配水ポンプ設備の設置（野毛山配水池）に伴う電気料金の削減	6,000千円
口座振替申込のWEB申請化	口座振替申請手続のWEB化により、郵送料等を削減	2,546千円
次期財務会計システム導入に伴うペーパーレス	会計伝票の電子化による備消耗品費及び印刷製本費の削減	419千円

2 財源確保 <収入金額合計 58億8,814万円>

主な取組項目	内 容	効果額
国庫補助金等の獲得	基幹施設の更新・耐震化や西谷浄水場再整備事業に係る補助金等	5,371,907千円
保有する土地・建物の利活用	土地等の貸付及び売却	353,766千円
廃棄水道メーターの売却	満期取替に伴い売却する廃棄水道メーター（72,000個）	106,554千円
再生可能エネルギーの売電	小水力発電：24,821千円、太陽光発電：4,429千円	29,250千円
横浜市水のふるさと道志の森基金寄附金	個人・法人寄附、道志の森サポーター制度 等	9,770千円
水源エコプロジェクトウィコップ寄附金	協定締結企業・団体等 20者	8,547千円

Ⅲ 工業用水道事業会計

令和6年度予算の概況

ユーザー企業の生産体制の見直しや、水の循環利用の進展などによって契約水量や使用水量が減少し、料金収入の微減傾向が続く厳しい状況ですが、将来にわたってユーザー企業の皆様が生産活動を安定的に継続できるよう、産業・経済活動を支える社会インフラとして工業用水道事業の基盤強化を図ります。

◇ 工業用水道料金収入

契約水量の減量や使用水量の減少を見込み、5年度に比べ、4百万円減の27億6千万円を計上しています。

◇ 当年度純利益

当年度純利益は、固定資産の増加に伴う減価償却費の増や、企業債借入額の増に伴う支払利息の増加等により、5年度に比べ4千万円減の1億6千万円を計上しています。

◇ 累積資金残額

累積資金残額は、建設改良工事の実施に伴い、5年度に比べ5億8千万円減の19億3千万円を見込んでいます。

◇ 企業債残高

企業債残高は、建設改良費の財源となる企業債の発行増により、12億4千万円増の57億4千万円となる見込みです。

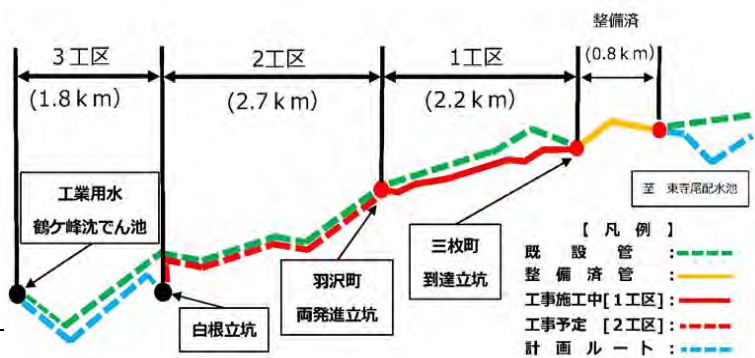
令和6年度工業用水道事業会計予算の主要事業

1 東寺尾送水幹線の更新・耐震化

23億円（12億700万円）

工業用水道は、浄水施設から給水区域まで単一管路で水を供給しており、地震等の災害時においても給水を継続するため、優先順位を定め、計画的に更新・耐震化を進めています。

京浜臨海部への送水を担う東寺尾送水幹線の更新工事では、シールド工法によりトンネルを築造後、口径1100mmの水道管を布設します。6年度は1工区（2.2km）の完成を目指すとともに、2工区（2.7km）に着手します。



東寺尾送水幹線口径1100mm更新工事(R1～R12予定)

2 相模湖系統への統合に向けた施設整備

将来の水需要を踏まえ、給水の安定性や環境負荷低減、施設の更新費用削減の観点から、22年度を目途に馬入川系統施設を廃止します。自然流下方式で給水する相模湖系統への統合に向けて新たな施設整備に取り組みます。

6年度は、ユーザー企業と協調して最適な送配水管路及び工法の検討を含めた送配水管路の整備基本計画の策定に向けた検討を進めます。

【業務の予定量】

区 分	令和6年度	令和5年度	増△減	増減率(%)
供給事業所数	66か所	67か所	△ 1か所	△ 1.5
1日当たり契約水量	254,100m ³	254,700m ³	△ 600m ³	△ 0.2
職員数	30人 (1人)	30人 (1人)	0人	0.0

※「職員数」は、再任用職員等を含む見込み人数

※（ ）内は、会計年度任用職員で内数

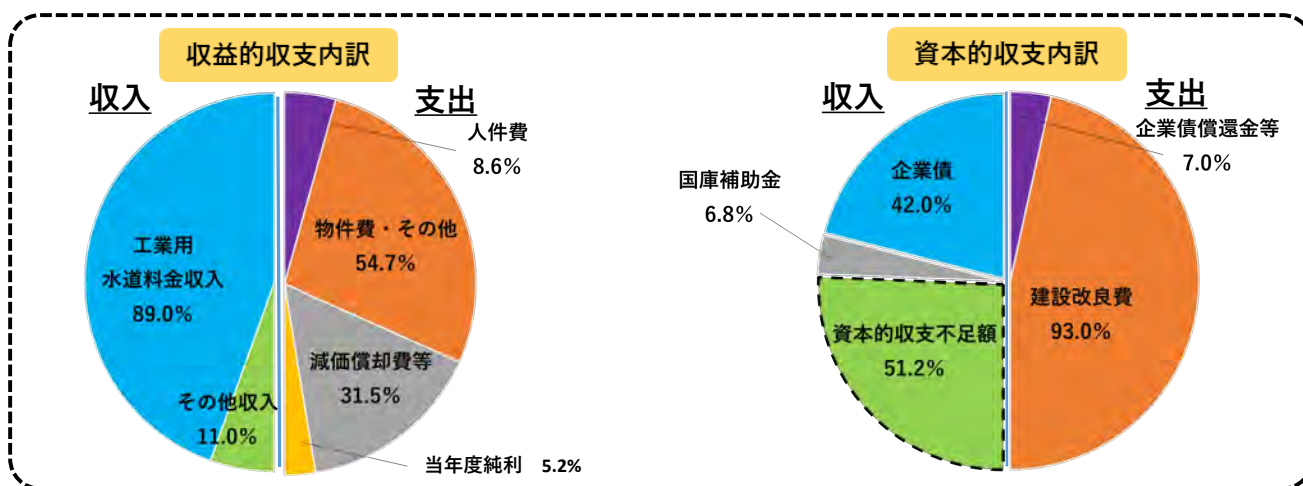
【財政収支】

(単位：百万円)

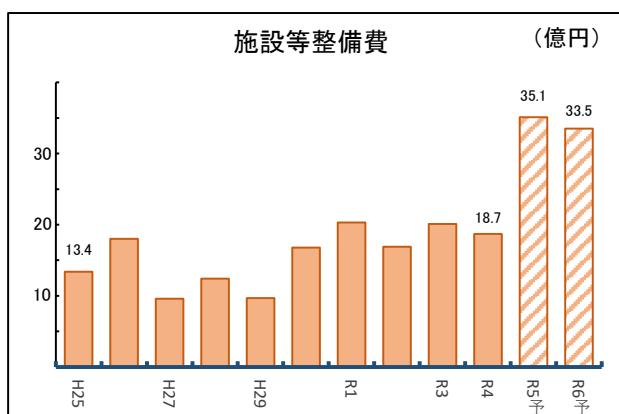
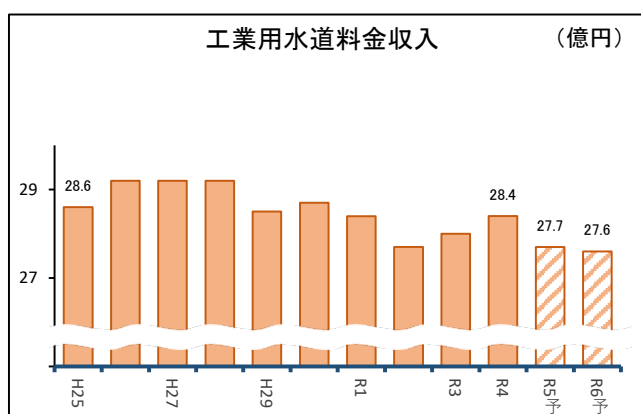
区 分	令和6年度予算	令和5年度当初予算	増△減	増減率(%)
収益的収入	3,102	3,119	△ 17	△ 0.5
うち工業用水道料金	2,762	2,766	△ 4	△ 0.1
収益的支出	2,668	2,635	33	1.3
うち人件費	268	246	22	8.9
うち物件費等	1,338	1,409	△ 71	△ 5.0
うち減価償却費等	976	913	63	6.9
当年度純利益	161	203	△ 42	—
資本的収入	1,725	1,319	406	30.8
うち企業債	1,484	1,005	479	47.7
資本的支出	3,535	3,706	△ 171	△ 4.6
うち建設改良費	3,289	3,454	△ 165	△ 4.8
うち企業債償還金	241	246	△ 5	△ 2.0
累積資金残額	1,933	2,516	△ 583	—
企業債残高	5,737	4,494	1,243	—

注(1) 令和5年度予算の累積資金残額及び企業債残高は、令和4年度決算を反映した後の額

注(2) 各項目の数値を四捨五入しているため、合計の額が合わない場合があります。



工業用水道料金収入・施設等整備費の推移（税込）



令和6年度水道事業会計予算概要表 (対前年度比較)

(税 込)

(単位：千円、%)

区 分		令和6年度当初予算		令和5年度当初予算		増 △ 減		
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率	
収 入	水 道 料 金	76,227,223	81.8	76,587,680	81.7	△360,457	△0.5	
	他 会 計 繰 入 金	6,668,945	7.2	6,427,161	6.8	241,784	3.8	
	浄 水 受 託 収 益	1,730,264	1.9	1,735,004	1.8	△4,740	△0.3	
	水 道 利 用 加 入 金	1,499,603	1.6	1,612,132	1.7	△112,529	△7.0	
	長 期 前 受 金 戻 入	4,772,070	5.1	4,877,168	5.2	△105,098	△2.2	
	そ の 他	2,197,735	2.4	2,614,679	2.8	△416,944	△15.9	
	計	93,095,840	100.0	93,853,824	100.0	△757,984	△0.8	
	支 出	人 件 費	11,635,735	13.8	11,475,784	13.5	159,951	1.4
		(うち退職給付費)	626,630	0.7	700,950	0.8	△74,320	△10.6
		物 件 費 等	28,976,136	34.6	29,904,020	35.3	△927,884	△3.1
		動 力 費	2,885,460	3.4	5,482,977	6.5	△2,597,517	△47.4
		薬 品 費	722,149	0.9	659,808	0.8	62,341	9.4
		修 繕 費 等	13,072,239	15.6	12,126,949	14.3	945,290	7.8
委 託 料		7,965,903	9.5	7,324,017	8.6	641,886	8.8	
そ の 他		4,330,385	5.2	4,310,269	5.1	20,116	0.5	
企 業 団 受 水 費		16,876,207	20.1	17,198,626	20.3	△322,419	△1.9	
減 価 償 却 費 等		23,869,610	28.4	23,898,764	28.1	△29,154	△0.1	
支 出	支 払 利 息 等	2,535,806	3.0	2,298,440	2.7	237,366	10.3	
	特 別 損 失	35,000	0.0	35,000	0.0	0	0.0	
	予 備 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0	
	計	83,978,494	100.0	84,860,634	100.0	△882,140	△1.0	
収 益 的 収 支 差 引		9,117,346	—	8,993,190	—	124,156	—	
消 費 税 等 調 整 額		3,901,747	—	3,305,416	—	596,331	—	
純 利 益		5,215,599	—	5,687,774	—	△472,175	—	
資 本 的 収 入	企 業 債	24,359,000	78.6	15,592,000	75.6	8,767,000	56.2	
	一 般 会 計 出 資 金	1,599,000	5.2	2,175,000	10.5	△576,000	△26.5	
	工 事 負 担 金 等	1,225,145	4.0	1,645,972	8.0	△420,827	△25.6	
	国 庫 補 助 金	3,772,907	12.2	1,198,433	5.8	2,574,474	214.8	
	そ の 他	26,545	0.0	8,129	0.1	18,416	226.5	
	計	30,982,597	100.0	20,619,534	100.0	10,363,063	50.3	
	支 出	建 設 改 良 費	50,745,090	81.0	40,078,596	78.1	10,666,494	26.6
		基 幹 施 設 整 備 事 業 費	19,708,000	31.5	11,474,000	22.4	8,234,000	71.8
		配 水 管 整 備 事 業 費	28,993,000	46.2	26,735,000	52.1	2,258,000	8.4
		そ の 他 建 設 改 良 費	2,044,090	3.3	1,869,596	3.6	174,494	9.3
企 業 債 償 還 金		11,943,184	19.0	11,096,151	21.7	847,033	7.6	
投 資 等		10,022	0.0	40,352	0.1	△30,330	△75.2	
予 備 費		30,000	0.0	30,000	0.1	0	0.0	
計	62,728,296	100.0	51,245,099	100.0	11,483,197	22.4		
資 本 的 収 支 差 引		△31,745,699	—	△30,625,565	—	△1,120,134	—	
純 利 益		5,215,599	—	5,687,774	—	△472,175	—	
消 費 税 等 調 整 額		3,901,747	—	3,305,416	—	596,331	—	
当 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金		注(1) 19,724,170	—	注(2) 19,722,546	—	1,624	—	
資 本 的 収 支 差 引		△31,745,699	—	△30,625,565	—	△1,120,134	—	
退 職 手 当 支 給 額		△788,750	—	△136,336	—	△652,414	—	
計 (当 年 度 資 金 収 支)		△3,692,933	—	△2,046,165	—	△1,646,768	—	
前 年 度 末 資 金 残 額		19,732,031	—	注(3) 21,778,196	—	△2,046,165	—	
累 積 資 金 残 額		注(4) 16,039,098	—	19,732,031	—	△3,692,933	—	

注(1) 令和6年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△4,772,070千円、退職給付費626,630千円を含む

注(2) 令和5年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△4,877,168千円、退職給付費700,950千円を含む

注(3) 令和5年度予算の前年度末資金残額は、令和4年度決算の資金残額

注(4) 累積資金残額は、決算時の剰余金利益処分議案により建設改良積立金及び西谷浄水場再整備特別積立金となる見込

企 業 債 残 高	180,791,749	—	注(5) 168,375,933	—	12,415,816	—
-----------	-------------	---	------------------	---	------------	---

注(5) 令和4年度決算を反映した後の企業債残高見込額

令和6年度水道事業会計予算科目別内訳

《 収益的収入 》

款	項	目	予算(案) (千円)	取組内容
水道事業収益			93,095,840	
	営業収益		86,254,346	
		給水収益	76,227,223	水道料金収入
		受託工事収益	213,000	給水装置の新設等に伴う収入
		その他営業収益	9,814,123	消火栓維持管理費・消防用水に係る一般会計からの繰入金 565,313千円 水道料金減免措置に係る一般会計からの繰入金 841,800千円 下水道使用料徴収に係る下水道事業会計からの繰入金 5,200,000千円 浄水受託収益 1,730,264千円 工業用水道負担金 642,948千円 共用施設管理費負担金 630,551千円 その他 203,247千円
	営業外収益		6,841,494	
		受取利息及び配当金	435	預金利息
		一般会計補助金	61,832	児童手当に係る補助金
		造林補助金	9,622	道志水源林の保全に係る山梨県補助金
		水道利用加入金	1,499,603	給水装置新設工事等の申込者から徴収する水道利用加入金
		長期前受金戻入	4,772,070	償却資産に対する補助金等の減価償却費等相当分を収益化した額
		雑収益	497,932	賃貸料及び不用品売却収益その他

令和6年度水道事業会計予算科目別内訳

《 収益的支出 》

款	項	目	予算(案) (千円)	取組内容
水道事業費用			83,978,494	
	営業費用		81,168,338	
		原水費	3,449,833	(水源から浄水場まで水を運ぶ取組) 水源林の整備、取水施設・導水施設の維持管理、水源地域事務所の経常業務等の経費
		浄水費	21,795,431	(浄水処理や水質検査に係る取組) 浄水処理や水質検査、水質向上の取組、これらに係る薬品、設備機器の修繕・保守、神奈川県内広域水道企業団からの受水、浄水場の経常業務等の経費
		配水費	17,248,365	(浄水場からお客さまの家(道路部分)まで配水する取組) 小口径管の更新・耐震化、道路漏水修理、漏水調査、マッピングシステム関連委託、事務所の経常業務等の経費
		給水費	3,030,658	(お客さまの給水装置において行う取組) お客さまの敷地内における水道メーター上流での漏水修理、水道メーターの交換、事務所の経常業務等の経費
		受託工事費	224,018	(お客さまなどからの申し込みに基づき給水装置において行う取組) 給水装置の新設・改造工事等の経費
		業務費	6,429,196	(お客さまサービスや水道料金の算定・徴収等に係る取組) 各水道事務所で行うお客さまサービスの取組、水道メーター検針や料金整理に係る業務、事務所の経常業務等の経費
		総係費	4,943,612	(水道事業全般に係る取組) 事業運営に必要な総括的経費
		減価償却費	21,308,672	水道事業会計の固定資産に係る減価償却費
		資産減耗費	2,738,553	水道事業会計の固定資産に係る資産減耗費
	営業外費用		2,725,156	
		支払利息及び 企業債取扱諸費	2,535,806	企業債等の利息及び企業債の元利支払手数料その他取扱諸費
		消費税及び 地方消費税	22,901	納付額
		減価償却費	16,770	償却資産に対する減価償却費
		雑支出	149,679	雑損失を見込み計上
	特別損失		35,000	
		過年度損益修正損	35,000	過年度損益修正損を見込み計上
	予備費		50,000	
		予備費	50,000	

令和6年度水道事業会計予算科目別内訳

《 資 本 的 収 入 》

款	項	目	予算(案) (千円)	取 組 内 容
水道事業資本的収入			30,982,597	
	企業債		24,359,000	
		企 業 債	24,359,000	配水管整備事業費充当企業債 18,024,000千円 基幹施設整備事業費充当企業債 4,162,000千円 借換債 2,173,000千円
	出資金		1,599,000	
		一般会計出資金	1,599,000	上水道安全対策事業に係る出資金
	補助金		3,772,907	
		国庫補助金	3,740,662	基幹水道構造物の更新・耐震化事業に係る補助金
		その他補助金	32,245	二酸化炭素排出抑制対策事業等に係る補助金
	分担金及び負担金		1,225,145	
		工事負担金	729,604	配水施設新設工事等に伴う負担金
		共用施設分担金	17,065	共用施設の改良に伴う横須賀市からの分担金
		基幹施設整備 分 担 金	478,476	基幹施設整備に伴う横須賀市等からの分担金
	その他資本的収入		26,545	
		固定資産売却代金	17,945	固定資産売却代金を見込み計上
		その他資本的収入	8,600	「横浜市水のふるさと道志の森基金」の取崩額

令和6年度水道事業会計予算科目別内訳

《 資本的支出 》

款	項	目	予算(案) (千円)	取組内容
水道事業資本的支出			62,728,296	
		建設改良費	50,745,090	
		建物改良費	548,250	事業所の建物改良費 ・洋光台事務所庁舎空調設備更新工事等
		諸設備改良費	599,150	諸設備の改良、整備費 ・アンテナ設備設置工事等
		配水管整備事業費	28,993,000	市内配水管の整備事業費
		量水器新設費	269,448	新築家屋等に対する量水器新設費
		諸設備新設費	134,311	諸設備の新設、整備費 ・事故等の情報共有システム追加作業等業務委託等
		基幹施設整備事業費	19,708,000	基幹水道施設の新設及び改良費 ・導水工事費(相模湖系導水路改良事業等) ・浄水工事費(西谷浄水場再整備事業、川井PFI事業等) ・配水工事費(浄水課水運用計算機設備改良工事等)
		固定資産購入費	227,800	車両及び機械器具備品等の購入費
		リース債務支払額	145,503	リース取引における債務支払額
		城山ダム等共同施設分担金	41,648	城山ダム等共同施設改良工事に伴う分担金
		相模貯水池堆砂対策事業費分担金	77,980	相模貯水池堆砂対策改良工事に伴う分担金
		企業債償還金	11,943,184	
		企業債償還金	11,943,184	既往債に対する本年度元金償還金
		投資	9,022	
		出資金	9,022	「横浜市水のふるさと道志の森基金」への出資金
		国庫補助金返還金	1,000	
		国庫補助金返還金	1,000	国庫補助金の返還金
		予備費	30,000	
		予備費	30,000	

令和6年度工業用水道事業会計予算概要表(対前年度比較)

(税 込)

(単位：千円, %)

区 分		令和6年度当初予算		令和5年度当初予算		増 △ 減		
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	伸び率	
収 入	工 業 用 水 道 料 金	2,761,778	89.0	2,766,181	88.7	△ 4,403	△ 0.2	
	長 期 前 受 金 戻 入	185,878	6.0	187,564	6.0	△ 1,686	△ 0.9	
	他 会 計 繰 入 金	2,376	0.1	1,704	0.1	672	39.4	
	そ の 他	151,609	4.9	163,383	5.2	△ 11,774	△ 7.2	
	計	3,101,641	100.0	3,118,832	100.0	△ 17,191	△ 0.6	
	支 出	人 件 費	267,812	10.0	246,219	9.3	21,593	8.8
		(うち退職給付費)	18,836	0.7	13,455	0.5	5,381	40.0
		物 件 費 等	1,337,801	50.2	1,408,706	53.5	△ 70,905	△ 5.0
		負 担 金	1,195,236	44.8	1,251,013	47.5	△ 55,777	△ 4.5
		修 繕 費 等	60,600	2.3	55,100	2.1	5,500	10.0
そ の 他		81,965	3.1	102,593	3.9	△ 20,628	△ 20.1	
減 価 償 却 費 等		975,948	36.6	912,724	34.6	63,224	6.9	
支 払 利 息 等		69,500	2.5	50,730	1.9	18,770	37.0	
特 別 損 失		10,000	0.4	10,000	0.4	0	0.0	
予 備 費		7,000	0.3	7,000	0.3	0	0.0	
計	2,668,061	100.0	2,635,379	100.0	32,682	1.2		
収 益 的 収 支 差 引		433,580	—	483,453	—	△ 49,873	—	
消 費 税 等 調 整 額		272,117	—	279,988	—	△ 7,871	—	
純 利 益		161,463	—	203,465	—	△ 42,002	—	
資 本 的 収 入	企 業 債	1,484,000	86.0	1,005,000	76.2	479,000	47.7	
	国 庫 補 助 金	240,700	14.0	313,900	23.8	△ 73,200	△ 23.3	
	工 事 負 担 金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	そ の 他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	計	1,724,700	100.0	1,318,900	100.0	405,800	30.8	
	支 出	建 設 改 良 費	3,288,614	93.1	3,454,378	93.2	△ 165,764	△ 4.8
		工業用水道施設整備事業費	3,150,703	89.2	3,176,380	85.7	△ 25,677	△ 0.8
		そ の 他 建 設 改 良 費	137,911	3.9	277,998	7.5	△ 140,087	△ 50.4
		企 業 債 償 還 金 等	242,481	6.9	247,499	6.7	△ 5,018	△ 2.0
		予 備 費	4,000	0.1	4,000	0.1	0	0.0
計		3,535,095	100.1	3,705,877	100.0	△ 170,782	△ 4.6	
資 本 的 収 支 差 引		△ 1,810,395	—	△ 2,386,977	—	576,582	—	
純 利 益		161,463	—	203,465	—	△ 42,002	—	
消 費 税 等 調 整 額		272,117	—	279,988	—	△ 7,871	—	
当 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金		注1 808,906	—	注2 738,615	—	70,291	—	
資 本 的 収 支 差 引		△ 1,810,395	—	△ 2,386,977	—	576,582	—	
退 職 手 当 支 給 額		△ 15,101	—	△ 2,659	—	△ 12,442	—	
計 (当 年 度 資 金 収 支)		△ 583,010	—	△ 1,167,568	—	584,558	—	
前 年 度 末 資 金 残 額		2,516,493	—	注3 3,684,061	—	△ 1,167,568	—	
累 積 資 金 残 額		1,933,483	—	2,516,493	—	△ 583,010	—	

注1 令和6年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△185,878千円、退職給付費18,836千円を含む

注2 令和5年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△187,564千円、退職給付費13,455千円を含む

注3 令和5年度当初予算の前年度末資金残額は、令和4年度決算の累積資金残額

企 業 債 残 高	5,734,982	—	注4 4,494,463	—	1,240,519	27.6
-----------	-----------	---	--------------	---	-----------	------

注4 令和4年度決算を反映した後の企業債残高見込額

令和6年度工業用水道事業会計予算科目別内訳

《 収益的収入 》

款	項	目	予算(案) (千円)	取組内容
工業用水道事業収益			3,101,641	
	営業収益		2,762,718	
		給 水 収 益	2,761,778	工業用水道料金収入
		そ の 他 営 業 収 益	940	施設管理費負担金その他
	営業外収益		338,923	
		受 取 利 息	67	預金利息
		一 般 会 計 補 助 金	2,376	児童手当に係る補助金
		長 期 前 受 金 戻 入	185,878	償却資産に対する補助金等の減価償却費等相当分を収益化した額
		雑 収 益	150,602	賃貸料その他

《 収益的支出 》

款	項	目	予算(案) (千円)	取組内容
工業用水道事業費用			2,668,061	
	営業費用		2,570,561	
		原 水 費	861,074	取水・導水施設の維持管理に伴う水道事業会計への負担金等
		浄 水 費	253,042	浄水施設の維持管理に伴う水道事業会計への負担金等
		送 配 水 費	282,464	送配水施設及び電算設備の維持管理に伴う水道事業会計への負担金等
		総 係 費	198,033	事業運営に必要な総括的経費
		減 価 償 却 費	910,784	償却資産に対する減価償却費
		資 産 減 耗 費	65,164	固定資産の撤去による除却損
	営業外費用		80,500	
		支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	69,500	企業債利息及び企業債の元利支払手数料その他取扱諸費
		雑 支 出	11,000	雑損失を見込み計上
	特別損失		10,000	
		過 年 度 損 益 修 正 損	10,000	過年度損益修正損を見込み計上
	予備費		7,000	
		予 備 費	7,000	

令和6年度工業用水道事業会計予算科目別内訳

《 資 本 的 収 入 》

款	項	目	予算(案) (千円)	取組内容
工業用水道事業資本的収入			1,724,700	
	企業債		1,484,000	
		企 業 債	1,484,000	工業用水道施設整備事業費充当企業債
	国庫補助金		240,700	
		国 庫 補 助 金	240,700	工業用水道施設整備事業に係る補助金

《 資 本 的 支 出 》

款	項	目	予算(案) (千円)	取組内容
工業用水道事業資本的支出			3,535,095	
	建設改良費		3,288,614	
		諸 設 備 改 良 費	55,000	諸設備の改良、整備費
		諸 設 備 新 設 費	5,000	諸設備の新設、整備費
		工 業 用 水 道 施 設 整 備 事 業 費	3,150,703	送配水諸施設の整備費等
		固 定 資 産 購 入 費	13,504	用地等の購入費
		城 山 ダ ム 等 共 同 施 設 分 担 金	42,247	城山ダム等共同施設改良工事に伴う分担金
		相 模 貯 水 池 堆 砂 対 策 事 業 分 担 金	22,160	相模貯水池堆砂対策改良工事に伴う分担金
	企業債償還金		241,481	
		企 業 債 償 還 金	241,481	既往債に対する本年度元金償還金
	国庫補助金返還金		1,000	
		国 庫 補 助 金 返 還 金	1,000	国庫補助金の返還金
	予備費		4,000	
		予 備 費	4,000	



令和五年七月十八日 天気 晴れ

題名

全てのの人に安全安心な水を

ぼくは、毎日当たり前のようい家の水道から水を飲んでます。このよう毎日過ごせるのは浄水場や水道設備が動いてるからだと思います。しかし世界では水道水をそのまま飲める国は少なく、二十億人もの人は安全な水を使えなくて、毎日五千人もの子どもが亡くなっていることを知りました。このように世界を守るための最初の一步となることは、水の無た使いをやめること。そして、水を大切に思う心を持つことだと思っています。

最後のピースをはめるように世界中ががんばっていくといいなと思いました。

学校

品濃小学校 5年

名前

佐里子坂 一新

(漢字で名前を書いた場合は、ふりがなをふってください)



環境絵日記

令和5年度 水道局長賞 受賞作品

※「環境絵日記」とは、絵と文章の組合せで、子どもたちが環境問題に対して考えていることを自由に表現する絵日記です。
 ※「環境絵日記」は、横浜市資源リサイクル事業協同組合の登録商標です。

